

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グローバルに事業を行う上場企業として法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすこと、経営の透明性と開示内容の信頼性を高めることが、株主や顧客をはじめとするステークホルダーの利益を守り、かつ長期的・継続的な企業価値の向上を図るための基礎であると考えています。そのため、企業活動の基本方針として定めた「ビジョン・ミッション・大切にしている価値観」の実現を支えるコンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスを継続的に強化できる有効な内部統制システムの構築と運営は、全グループ共通の経営上の最も重要な責務であると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1 - 4 . 政策保有株式)

当社は、政策保有株式の取得については、将来の当社事業に有用な機会をもたらすか否かを中心に検討し、事業戦略上のポジティブなシナジー効果及び保有の経済的合理性が見込まれる場合は、政策保有株式を保有することがあります。なお、短期的な配当やキャピタルゲイン収入のみを目的とした株式保有は行いません。政策保有株式として上場株式を保有した場合には、当該株式発行会社との取引状況等を定期的に検証し、株式の保有が取引の強化に繋がらないと判断した場合には、当該株式の売却を検討します。また、政策保有株式に係る議決権行使については、当社との取引状況のみで議案への賛否を判断するのではなく、企業価値の向上に資するか否かの観点も考慮のうえ議案ごとに判断し、議決権を行使します。

(補充原則1 - 4 . 政策保有株式)

当社株式を政策的に保有する政策保有株主から当社株式売却の意向があった場合でも、取引条件の変更等を示唆し保有を継続するよう働きかけることはありません。

当社株式を保有している顧客との取引状況を定期的に検証し、株主であることを理由として不公正な取引が行われていないことを確認します。

(原則1 - 7 . 関連当事者間の取引)

役員等の関連当事者との取引については、会社法その他の法令にしたがって、取締役会で慎重に審議し、承認するか否かを決議しています。承認した取引については、当事者から取締役会でその取引内容を報告させることで、十分な監視を行える体制を確立しています。当該決議に当たっては、取締役会は、善管注意義務と忠実義務に則り、株主共同の利益に反しないよう慎重に判断しています。

(原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社には企業年金制度がないため、該当事項はありません。

(原則3 - 1 . 情報開示の充実)

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

「会社の目指すところ」については、当社、第36期(2019年3月期)有価証券報告書>第一部【企業情報】>第2【事業の状況】>1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】>(1)「会社の経営の基本方針」をご覧ください。経営戦略と経営計画については、2018年5月に新たな中期経営計画「Wacom Chapter 2」(2019年3月期-2022年3月期)を策定のうえ開示しています。

「有価証券報告書」のリンク先

http://investors.wacom.com/media/files/investor-relations/2019-japan/190624_fy36_yuukasyouken.pdf

「Wacom Chapter 2」(東証開示資料)のリンク先

http://investors.wacom.com/media/files/investor-relations/2018-japan/180511_chukikeieikeikaku_sakutei_j_final.pdf

(ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、グローバルに事業を行う上場企業として法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすこと、経営の透明性と開示内容の信頼性を高めることが、株主や顧客をはじめとするステークホルダーの利益を守り、かつ長期的・継続的な企業価値の向上を図るための基礎であると考えています。そのため、企業活動の基本方針として定めた「ビジョン・ミッション・大切にしている価値観」の実現を支えるコンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスを継続的に強化できる有効な内部統制システムの構築と運営は、全グループ共通の経営上の最も重要な責務であると考えています。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

企業価値向上への貢献に対する対価と考えており、当社の事業状況と類似業界における報酬動向等を反映して決定されるべきと考えています。当社の役員報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成され、その構成割合は役職ごとに定められております(構成割合:業績連動報酬20~40%、業績連動報酬以外の報酬等60~80%)。業績連動報酬は、社外役員及び監査等委員を除く取締役が対象であり、短期インセンティブと長期インセンティブにより構成されます。短期インセンティブは、単年度の財務目標に対する達成率及び個人業績に連動して支給額が決定され、年に1回支給されます。長期インセンティブは、中長期の財務目標や株価を反映して支給額が決定されるもので、株主の皆様と意識を共有するためのプログラムであります。プログラム実施の是非は、前事業年度の実績等を含め総合的に勘案して決定されます。業績連動報酬に係わる指標は、毎年報酬委員会により提案され取締役会において決定されます。業績連動報酬以外の報酬等は、全ての取締役が対象であり、月次に支給される固定報酬等であります。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

代表取締役、取締役、その他の重要な経営幹部については、社外取締役を委員長とする指名委員会において、候補者の選定基準を定め、選定に関する提言を取締役会に対して行います。なお候補者の選定にあたっては、当社の事業ビジョンや経営戦略に対する理解と共感、リーダーシップと資質、事業推進能力と専門性、上場企業やグローバル企業における職務経験等を総合的に考慮します。

選定された代表取締役、取締役、その他の重要な経営幹部が選定の基準に合致しなくなった場合や、指名委員会が定めた代表取締役解任の基準に抵触した場合には、指名委員会が取締役会に対し当該者の解任を提言します。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役候補者の指名または現任取締役の解任の提案を行う際には、個々の候補に関する説明を株主総会の招集通知において行います。重要な経営幹部については、選任後、当社のホームページに氏名を掲載しています。
「株主総会招集通知」のリンク先
http://investors.wacom.com/media/files/investor-relations/2019-japan/1906_dai36kai_teijikabunushisokai_shoshugotsuchi_j.pdf

(補充原則4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1))

取締役会は、会社法等の定めに従い決議を行う一方、取締役会規則、内部統制基本方針などにより、グループCEO(最高経営責任者)や各部門の責任者に業務執行権限を委ね、効率的な経営を行っています。権限の範囲については、ディリゲーション オブ オーソリティー(職務権限規程)により明確にして、業務執行の統制を図っています。また、ディリゲーション オブ オーソリティーは定期的な見直しを行っています。(内部統制システムについては、本「コーポレート・ガバナンス報告書」の【参考資料:内部統制システムとリスク管理体制の模式図】をご参照ください。)

(補充原則4 - 1 . 取締役会の役割・責務(1))

取締役会は、2017年4月に指名委員会を設置し、指名委員会は、代表取締役の資質、人物像等について選定基準を定め、後任となる代表取締役の選定を取締役会に提言しました。
次の代表取締役候補者についても、取締役会は、指名委員会の提言に基づき、十分な審議を行い、決定します。
後継者候補の育成についても、今後計画的に行われるよう検討を重ねていきます。

(補充原則4 - 2 . 取締役会の役割・責務(2))

2018年11月に、社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置しました。今後当社取締役の報酬について見直しと制度設計を行い、自社株式を利用した業績連動報酬制度の採用についても検討していきます。

(補充原則4 - 3 . 取締役会の役割・責務(3))

2017年4月に、社外取締役を委員長とする指名委員会を設置し、当時の代表取締役の後任となる候補者の選定作業を開始し、2018年4月に現任の代表取締役が就任しました。
指名委員会において、資質、法令、コンプライアンス、業績等の面から代表取締役を解任する場合の基準と手続について策定しました。代表取締役が解任の基準に抵触した場合には、指名委員会の提言に基づき、定められた手続により、取締役会が代表取締役の解任手続を行います。

(原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用)

当社取締役会は、8名の取締役で構成しており、うち4名が東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。独立社外取締役4名は、上場企業での経験や、弁護士としての専門的な知識と経験を有する者で構成されています。選任理由については、本「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織 その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」に、具体的に記載しています。4名の独立社外取締役は、本制度の趣旨に照らして十分な資質を備えており、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与できるものと考えています。
なお、監査等委員会委員長、指名委員会委員長および報酬委員会委員長は、それぞれ独立社外取締役が務めています。

(原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、いずれの項目にも該当しないと判断される場合に、当社からの独立性がある社外取締役として選任しています。

就任前10年間に於いて当社又は当社子会社の取締役(社外取締役は除く。)、監査役(社外監査役は除く。)、執行役員又は使用人であった者
現在又は過去5年間に於いて当社の議決権所有割合10%以上の株主又は当該株主が法人である場合には、当該主要株主又はその親会社若しくはその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であった者
当社が直近事業年度又は過去3事業年度において、当社に対し、当社の年間連結総売上高の2%以上に相当する支払いを行っていた取引先又は当該取引先の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であった者
当該事業年度又は過去3事業年度において当社から、当該会社の年間連結総売上高の2%以上に相当する支払いを受けていた取引先又は当該取引先の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であった者
過去3年間に於いて当社の会計監査人である監査法人の社員又は従業員であった者
当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント
過去3年間に於いて当社から1,000万円以上の寄付を受けた法人又は組合等の団体に過去3年間に於いて所属していた者
上記 から に該当する者の配偶者、二親等内の親族又は同居の親族

(補充原則4 - 10 . 任意の仕組みの活用)

2017年4月に、代表取締役、取締役ならびに重要な経営幹部について候補者の選定基準を定め取締役会に助言、提言する指名委員会を設置しました。
2018年11月に、代表取締役、取締役の報酬方針の策定、報酬制度の設計等について取締役会に対し助言、提言する報酬委員会を設置しました。
いずれの委員会も、社外取締役が委員長を務めています。

(補充原則4 - 11 . 取締役会の実効性確保のための前提条件)

取締役の選任については、国籍や性別を問わず、また社内外の別を問わず、「当社の事業ビジョン、経営方針と価値観を理解推進し、長期的観点から企業価値の増大に貢献できること」を基準に、もっともふさわしい候補を選任することを方針としています。現任の取締役は、いずれも海外での事業経験が豊富な者が就任しています。
監査等委員である取締役のうち1名は、企業法務に詳しい弁護士です。
毎年1回定期的に取締役会の実効性評価を取締役に対するアンケート形式で実施し、機能の向上を図っています。

(補充原則4 - 11 . 取締役会の実効性確保のための前提条件)

監査等委員である取締役のうち1名を常勤と定め、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力をその業務に振り向ける体制をとっています。また、取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、兼任する数は当社取締役会への出席に支障のない範囲にとどめるべきと考えており、その兼任状況や取締役会への出席回数は毎年株主総会招集通知の事業報告において開示しています。
「株主総会招集通知」のリンク先

(補充原則4 - 11 . 取締役会の実効性確保のための前提条件)

取締役会への取締役の出席率はほぼ100%であり、各人が積極的に発言・議論しています。また、取締役が十分に議案関連資料を事前検討し、取締役会を実効性のあるものにするよう努めています。なお、2019年に実施した取締役会実効性評価における自己評価およびその概要については、当社のホームページで公表しています。

「当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について」のリンク先

http://investors.wacom.com/media/files/investor-relations/2019-japan/evaluation_on_the_effectiveness_of_bod_190624.pdf

(補充原則4 - 14 . 取締役トレーニング)

取締役会は有益な研修や講習会があれば参加するよう努めています。また、取締役・監査等委員である取締役が共通で知っておくべき内容については、適宜トレーニングや関連資料の配布等を行っています。さらに、取締役会において、他社情報や経営手法についての情報交換をしています。今後、より実効性を高めるために、トレーニングの年度計画を立てることにしています。

(原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針)

「投資家との建設的な対話に関する方針」は、当社のホームページに掲載しています。

「投資家との建設的な対話に関する方針」リンク先

http://investors.wacom.com/media/files/investor-relations/2016-japan/Constructive_Dialogue_with_Shareholders_final.pdf

(原則5 - 2 . 経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社では、経営戦略や経営計画の策定において、収益力・資本効率等に関する指標として、想定株主資本コストを意識した連結自己資本利益率(ROE)を設定しています。また、設備投資や研究開発等の重要な経営資源の配分に関して、想定株主資本コストを構成要素とするハードルレートを念頭においた事業運営に取り組んでいます。このような考え方をベースとして株主との建設的な対話を通じた持続的な株主価値向上に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,931,900	7.96
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140051	11,363,300	6.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,085,300	6.82
サムスン アジア ビーティーイー リミテッド	8,398,400	5.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,476,500	3.98
株式会社ウィルナウ	4,840,000	2.97
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン (インターナショナル) リミテッド 131800	4,611,000	2.83
山田 正彦	3,768,000	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口5)	2,848,700	1.75
恵藤 洋治	2,750,000	1.69

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

1. 上記の大株主の状況は、2019年3月31日時点です。
2. 上記のほか、自己株式が4,121,301株あります。
3. インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者から、2018年2月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2018年2月19日現在で保有株券等の数18,386,100株、株券等保有割合11.04%の報告を受けていますが、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。
4. M&Gインベストメント・マネジメント・リミテッドから、2018年4月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2018年3月30日現在で保有株券等の数6,693,100株、株券等保有割合4.02%の旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。
5. BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びその共同保有者から、2018年4月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2018年4月9日現在で保有株券等の数9,692,311株、株券等保有割合5.82%の旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。
6. アセットマネジメントOne株式会社から、2018年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2018年8月15日現在で保有株券等の数8,701,800株、株券等保有割合5.22%の旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。
7. ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者から、2019年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2019年2月28日現在で保有株券等の数14,822,700株、株券等保有割合8.90%の旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
稲積 憲	他の会社の出身者											
嘉村 孝	弁護士											
東山 茂樹	他の会社の出身者											
細窪 政	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲積 憲		○	——	事業会社における代表取締役社長を含む役員の経験を有し、現在も事業会社の専務執行役員として業務執行をリードしています。これまでのIT業界における知識及び経験を活かし、当社の業務執行取締役に對して助言や指導をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しています。

嘉村 孝	○	○	——	弁護士としての法律の知識及び豊富な経験を有し、当社では2002年から監査役、2015年の監査等委員会設置会社へ移行後は、監査等委員を務め、2017年4月に当社が設置した指名委員会では委員長を務めています。これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、これまでの弁護士並びに当社監査役及び当社監査等委員である取締役としての豊富な経験や知識を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しています。
東山 茂樹	○	○	——	1982年に株式会社野村総合研究所に入社し、同社の企画、人事の責任者を歴任しています。また、同社において豊富な海外勤務の経験を持ち、グローバルな事業についての経験を有しています。これまでの経験及び経営に関する豊富な知識を活かし、監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しました。2018年11月に設置した報酬委員会では、委員長を務めています。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任しています。
細窪 政	○	○	——	国内及び海外のベンチャー企業に対し投資及び事業支援を行う日本アジア投資株式会社において事業責任者を歴任の後、代表取締役社長に就任し、退任後は、同様の事業を行うグレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社を設立し、代表社員を務めております。これまでの国内及び海外での投資及び事業支援並びに事業会社の社外取締役としての豊富な経験及び知識を当社の監査等委員である社外取締役の職務に活かしていただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役として選任しました。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任するものです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等の実務上の補助はインターナル オーディットが行い、その他の補助はコーポレート アドミニストレーションが行うため、特定の使用人は選任していません

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人、インターナル オーディット及びコーポレート アドミニストレーションと情報交換を行うなど連携し、被監査部門とのインタビューや意見交換会を行い、代表取締役への監査報告会にも出席する。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名委員会の役割は、代表取締役、取締役、その他の重要な経営幹部について、候補者の選定基準を定め、選定に関する提言を取締役会に対して行うこととなっています。

そして、同委員会では、グローバルな視点で事業ビジョンを主導し、健全なガバナンスを実現することにより、企業価値を向上させていくことができる次期代表取締役候補を選定するために検討を重ね、取締役会に次期代表取締役社長として、取締役井出 信孝氏を推薦し、取締役会において審議を行った結果、2017年10月2日開催の取締役会において、同氏を2018年4月1日付で代表取締役社長 兼 CEOとする決議を行いました。

2018年11月26日に代表取締役、取締役の報酬方針の策定、報酬制度の設計等について取締役会に対し助言、提言する報酬委員会を設置しました。報酬制度の設計、自社株式を利用した業績連動報酬の導入等を検討しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬は、「固定報酬」と業績目標の達成度によって変動する「短期インセンティブ・ボーナス」及びロングターム・インセンティブ・プログラムにより決定される「長期インセンティブ・ボーナス」により構成されています。「短期インセンティブ・ボーナス」は、年一回支給され、その金額は、業績目標の達成度に連動して計算され、取締役会にて決定しています。「長期インセンティブ・ボーナス」は、複数年度の会社の成長度や株価の推移を反映して支給額が決定されるボーナスで、株主の皆様と利益意識を共有するためのプログラムとして、その内容は年に一度見直し、改定しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、当社への経営参画意識を高め、引いては企業価値・株主共同の利益を向上させるために新株予約権を無償で発行しています。2019年3月末時点のストックオプションの未行使残高となる株式数は22,000株です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

2019年3月期における有価証券報告書と事業報告において、監査等委員である取締役を除く取締役と監査等委員である取締役及び監査役への報酬総額を分けて記載しています。

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)7人、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)2人、社外取締役(監査等委員)4人に対する報酬総額は、それぞれ144,641千円(内訳:基本報酬111,620千円、賞与33,021千円)、12,956千円(内訳:基本報酬12,956千円)、23,392千円(内訳:基本報酬23,392千円)となっています。

なお、取締役、監査役に対する「退職慰労金」制度は、2010年4月30日開催の取締役会にて廃止を決定し、同6月24日開催の第27回定時株主総会において制度廃止に伴う打ち切り支給の決議をいただき廃止しました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員を除く)の報酬等の個別の額は、3名以上の取締役(その過半数は社外取締役)により組織される任意の報酬委員会(以下、「報酬委員会」という。)の提案を受け取締役会において決議された算定方法に従って、代表取締役社長及び報酬委員会委員長が、株主総会において承認された報酬総額の範囲内で決定します。監査等委員の報酬等の個別の額については、監査等委員会が、株主総会において承認された報酬総額の範囲内で決定します。

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、報酬等の総額に関しては株主総会、個別の報酬等の額の算定方法に関しては取締役会、個別の報酬等の額に関しては取締役会から委任された代表取締役と報酬委員会委員長です。報酬委員会は、役員の報酬等の方針、制度、算定方法に関して提案を作成し、取締役会に付議します。

当社の役員報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成され、その構成割合は、役職ごとに定められています(構成割合:業績連動報酬20～40%、業績連動報酬以外の報酬等60～80%)。

業績連動報酬は、社外役員及び監査等委員を除く取締役が対象であり、短期インセンティブと長期インセンティブで構成されます。短期インセンティブは、半年度の財務目標に対する達成率及び個人業績に連動して支給額が決定され、年に1回支給されます。長期インセンティブは、中長期の財務目標や株価を反映して支給額が決定されるもので、株主の皆様と意識を共有するためのプログラムです。プログラム実施の是非は、前事業年度の実績等を含め総合的に勘案して決定されます。業績連動報酬に係わる指標は、毎年報酬委員会により提案され取締役会において決定されます。

業績連動報酬以外の報酬等は、全ての取締役が対象であり、月次に支給される固定報酬等です。

当事業年度において、短期インセンティブの財務指標は複数設定されており、主として連結営業利益です。当該指標を選択した理由は、「利益重視の経営」の下、当社において重要な経営指標として認識しているためです。短期インセンティブの額は、各指標の目標値に対する達成度合いに基づいてあらかじめ定められた算定方法に従って決定しています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対するサポート体制として、情報伝達を円滑にするため、当社よりPCを貸与の上、当社ネットワークにアクセスできる環境を整え、取締役会、エグゼクティブコミティでの議案や審議内容などを事前確認できるようにしています。また、必要に応じて事前に説明を行うことにしています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

当社は、相談役・顧問等の制度がありません。

前代表取締役社長兼CEO 山田 正彦氏は、2018年3月31日を以て代表取締役社長兼CEOを退任し、2018年6月22日の定時株主総会終結の時から取締役としての任期も満了し、当社を退職しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査等委員会設置会社(2015年6月より)として、原則として月1回開催される取締役会により経営全般における迅速かつ適正な意思決定を行っています。

当社の取締役は、監査等委員3名を含む取締役8名により経営方針の決定とその実施に関する計画の立案と進捗について検討し、経営の管理・監督を行います。また、当社代表取締役であるグループCEO及び各部門に責任者を置き、業務執行の迅速化による事業環境の変化に対する対応力強化を図っています。定期的に開催されるエグゼクティブコミティにおいて、事業計画の進捗と業務執行に関する個別課題を実務的な観点から検討し、必要な対応を行っています。各関係会社の責任者は、各関係会社において内部統制の確立と運用を図り、業務及び業務決裁の適正を確保しています。

各監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席することにより取締役の業務執行を監視します。また、監査等委員会は、監査計画や監査方針に関して年度計画を策定し、グループCEOと協議します。

透明性の高い公正な経営を実現するため、監査等委員である取締役を除く取締役の任期は1年に定め、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確にしています。

また、2017年4月から、社外取締役を委員長とする指名委員会を設置し、代表取締役、取締役、その他の重要な経営幹部において候補者の選定基準を定め、選定に関する提言を取締役会に対して行います。

なお、当社は国籍や男女の性差等の区別なく候補者の選考と役員への登用を行う方針ですが、現在の取締役会は、男性で構成されています。2018年11月から代表取締役、取締役の報酬方針の策定、報酬制度の設計等について取締役会に対し助言、提言する報酬委員会を設置しました。報酬制度の設計、自社株式を利用した業績連動報酬の導入等を検討しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2015年6月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。監査等委員は、これまでの監査役と同様監査の権限を有するとともに、取締役会において取締役として決議に参加しています。当社は、取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化が図れるものと判断し、移行を決定しました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会の日時、場所、報告事項及び決議事項が早期にわかり、議決権行使にあたっての判断が余裕をもって行われるよう、基本的に総会開催日の3週間以上前に招集通知の発送を行っています。2019年6月21日(金曜日)に開催した第36回定時株主総会については、同年5月30日(木曜日)に株主総会招集通知の発送を行いました。また、招集通知の発送よりも前の同年5月27日(月曜日)に、東京証券取引所のホームページにおいて招集通知及びその英語版(抄訳)を開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に参加できるように利便性等を配慮して株主総会を開催するように努め、設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の意思を経営に反映できるよう、インターネット等による議決権行使の採用により行使を容易にすることで、行使比率の向上を図っています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2009年3月期の第26回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しており、管理信託銀行等の名義株主(常任代理人を含む)の利用が可能となっています。
招集通知(要約)の英文での提供	2017年3月期の第34回定時株主総会より、東京証券取引所のホームページにおいて招集通知の英語版(抄訳)を開示しています。
その他	2010年3月期の第27回定時株主総会より、会場をあいおい損保新宿ビル(東京都渋谷区代々木)から、大手町サンケイプラザ ホール(東京都千代田区大手町)、2012年3月期の第29回定時株主総会より、ベルサール新宿グランド(東京都新宿区西新宿)に変更することで、より多くの株主がご参加できるように環境を整えています。また、2018年3月期の第35回及び2019年3月期の第36回定時株主総会では、総会終結後に事業説明会を開催しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内の株主及び投資家向けサイト「IR情報」及び「Investor Relations」において、それぞれ和英文ともに公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を2019年3月期では計7回行いました。主な内容として、証券会社の支店では、名古屋、福岡、広島、さいたまでの開催に参加しました。さらにIR支援会社の主催イベントでは、東京(2回)、大阪に参加しました。その他に、個人投資家としての当社社員向けにも決算説明を実施しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに通期決算説明会と第2四半期決算説明会を定期的に行っており、両説明会とも決算開示日当日に実施しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	東京で開催される証券会社主催の海外機関投資家向けIRイベントを活用しています。2019年3月期では、大和証券グループが3月に開催した「大和インベストコンファレンス東京」に参加しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料(和英)、決算資料(和英)、ビジネスレポート、英文アニュアルレポート、ファイナンシャルデータ(和英)、財務指標(和英)などを掲載する他、国内アナリスト・機関投資家向け決算説明会などの動画配信及び質疑応答(要旨)も説明会当日には当社IR情報サイトより公開しています。さらに、IRメールマガジン(和英)の配信サービス(月刊・臨時)を2013年7月から(英文は同年8月から)提供しています。	

IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当マネジメントは代表取締役社長及びCFO、IR担当部署はインベスター・リレーションズ、IR事務連絡責任者はインベスター・リレーションズのバイスプレジデントが担当しています。
その他	海海外IR活動の一環として、代表取締役社長及びCFO、インベスター・リレーションズが現地を訪問して海外機関投資家との個別ミーティングを持つようにしています。2019年3月期では、ノンディール・ロードショーとして、2018年6月及び11月に英国を拠点とする株主並びに機関投資家を個別訪問し、さらに11月にはシンガポールと香港をそれぞれ拠点とする機関投資家にも個別訪問しました。 その他、当社IR活動に対して、東京証券取引所より2006年度「第1回ディスクロージャー新人賞」、2010年度「第16回 ディスクロージャー表彰」を受賞し、日本IR協議会より2012年度「IR優良企業奨励賞」を受賞、2018年度「IR継続企業」にも選出されています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001(環境マネジメントシステム)認証を取得しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しています。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

(1) 企業活動の基本方針として、「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を定め、法令と社会倫理の遵守及び社会への貢献を企業活動の前提とし、企業文化の基礎とすることを徹底する。また、代表取締役社長であるグループCEOを中心として当社グループ全体の活動をもってその定着と推進に取り組む。

(2) 当社機関として、取締役会と監査等委員会を設置する。取締役会は、取締役会規則により運営され、法令・定款に適合した内部統制の構築と推進、経営方針及び事業計画の策定と実施に責任を持つ。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき運営され、取締役の意思決定及び業務執行を監視する。

(3) 取締役会は、取締役及び使用人が法令等及び健全な社会規範の下に職務を遂行するための基礎としてWacom Code of Ethics and Business Conduct（ワコム倫理・行動規範）を定め、その遵守・徹底を図る。特に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨む。

(4) 取締役会は、代表取締役社長を選任し、代表取締役社長は、グループ会社全体の業務執行を統括するグループCEOを兼務する。グループCEOは、取締役会の方針のもと、グループ会社の経営戦略の立案と経営計画の立案・実施、内部統制の推進・強化に責任を持つ。

(5) グループ経営及び業務執行の責任の明確化及び効率化を図るために、各部門に責任者を置く。各部門の責任者は、グループCEOを補佐して経営戦略の立案と実施に貢献する。また、「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を推進し、担当部門においての業務執行に責任を持つとともに、内部統制の推進及び強化に対し責任を持つ。

(6) 当社グループの内部統制を総合的に推進し、実効性あるものとするために、コーポレート アドミニストレーションは、会社法及び金融商品取引法等関係法令に従い業務執行に関する内部統制全般の整備と体制の維持を行う。

(7) グループCEOの直轄部署として、内部監査及び内部統制の評価を担当するインテナル オーディットを設置し、法令・定款・規則・規程等の遵守並びに業務執行を監査する。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うと共に、グループCEOに対し報告を行う。

(8) 関係会社の内部統制の推進と強化は、各関係会社の代表者がこれを行う。

(9) グループCEOのもとにエグゼクティブ コミッティを設置する。エグゼクティブ コミッティは、事業戦略及びその進捗に関する会議を定期的に行い、事業計画の進捗と業務執行に関する課題を検討し、必要な対応を行う。また、当社グループの「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」及びブランドの維持、促進を図るとともに、当社グループの中長期的な成長と年度目標達成のための戦略を策定する。

(10) グループCEOを委員長とするポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティを設置し、規則・規程等の整備、業務プロセスの整備、情報セキュリティ、その他の内部統制に関する重要な課題の把握・審議を行い、その結果に応じ対応策の実施、又は必要な通知、指導を取締役及び使用人に対して行う。

(11) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人がコンプライアンス上の問題等を発見した場合に通報及び相談を行うことができる窓口として、社外第三者機関によるWacom Speak-up Lineを設置し、内部統制の維持と自浄プロセスの向上を図るものとする。通報は、原則として匿名を可能とし、通報者がそのことによる不利益を受けないことを確保する。

(12) グループCEOを委員長とするヒューマン リソース コミッティを設置する。使用人の法令・定款・規則・規程等の違反行為について必要な調査を行い、就業規則、その他の規程に基づき適切な処分を行い、その再発防止を図る。

(13) 取締役の法令違反等については、グループCEOが取締役会及び監査等委員会に速やかに報告し、取締役会の指示決定に従うものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

(1) 文書管理に関する規則（以下、「文書管理規程」という）を定め、次の各項に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連文書と共に保存するものとする。

1. 株主総会議事録
2. 取締役会議事録
3. エグゼクティブ コミッティ議事録
4. ポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティ議事録
5. コンプライアンス アンド リスク コミッティ議事録
6. ヒューマン リソース コミッティ議事録
7. 内部監査報告書
8. その他、法令・文書管理規程に定める文書

(2) 上記文書の保管期間と保管部署に関しては、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程で各文書の種類ごとに定めるところによるものとする。

(3) 上記文書の保管場所及び保管方法は文書管理規程に定めるところによるものとし、取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

(1)ディリゲーション オブ オーソリティー (DOA)、その他の規程により業務決裁に関するプロセス・権限の明確化を行い、相互牽制によるリスク削減に努める。

(2)インターナル オーディットは、インターナル オーディット ポリシーに定めるところにより当社グループの業務活動が法令・定款・規則・規程等に準拠し、実行されているかについて監査を行う。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うとともに、グループCEO に対し報告を行う。

(3)ポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティは、定期的に規則・規程等の整備、業務プロセスの整備、情報セキュリティ、その他の内部統制に関する問題の把握・検討を行い、その結果に応じ対応・改善策を立案し実施する。また、取締役及び使用人に対し必要な通知又は指導を行う。

(4)コンプライアンス アンド リスク コミッティは、グローバルなリスク分析、災害への対応計画の策定、緊急連絡網の整備やその他のリスク管理に関わる対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

(1)当社グループは、取締役の業務執行権限を各部門の責任者に委譲する。これにより、取締役は経営の迅速化・監督機能の強化等経営機能に専念し事業の構造改革を迅速かつ効率的に進める。

(2)取締役会は、原則として月1回開催し、経営方針の決定とその実施に関する計画の立案と進捗に関しての検討を行う。また、中期経営計画を決定し、毎期の事業計画と予算を承認し、月次及び四半期ごとに業績及び進捗を管理する。

(3)エグゼクティブ コミッティは、事業計画の進捗と業務執行に関する課題を実務的な観点から検討し、必要な対応を行う。また、当社グループの「ビジョン・ミッション・大切にしている価値観」及びブランドの維持、促進を図るとともに、当社グループの中長期的な成長と年度目標達成のための戦略を策定し、その実現を主導する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号、金融商品取引法第24条の4の4)

(1)グループCEO、各部門の責任者及び各関係会社の責任者は「ビジョン・ミッション・大切にしている価値観」を全社に推進し、法令とワコム倫理・行動規範の遵守 及び社会への貢献を企業経営の前提として徹底する。

(2)グループCEO及び各部門の責任者は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。

(3)各関係会社の責任者は、内部統制の推進と強化を図り、業務の適正を確保する。

(4)グループCEOは、当社グループの財務報告の適正性を確保するために、同報告に係る内部統制システムの構築を行い、その整備・運用を評価する。

(5)監査等委員は、法令及び定款に基づき関係会社の監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の勧告・指導、実施の支援・助言を行う。

(6)インターナル オーディットは、グループCEOの指示により、関係会社の内部監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第1号)

インターナル オーディットは、監査等委員会との連携により監査等委員の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会へ報告する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第2号)

監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その業務を取締役、インターナル オーディット責任者等の指揮命令に優先するものとする。また、グループCEO及び各部門の責任者は、監査業務の円滑な実施のために必要な業務上の調整と支援を行わなければならない

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第4号)

取締役又は使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある事項、内部監査やポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティで検討された内部統制上の重要な指摘や課題事項などを速やかに報告するものとする。

9. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第6号)

監査等委員からその職務の執行に関する費用の前払い又は支出した費用の償還の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第7号)

監査等委員会は、監査計画や監査方針に関して年度計画を策定しグループCEOと協議する。また、インターナル オーディットと重点監査内容の調整などを行い、監査効率の向上を図る。さらに、監査等委員会は、グループCEO及び会計監査人である監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

コンプライアンス リスク コミッティを定期に開催し、現状や問題点の把握と解決に向けた取組みを実施している。

2. 外部専門機関との連携状況

リスク管理を専門とするコンサルティング会社や顧問等弁護士と契約を結んでおり、警察等とも定期ミーティングを開催している。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

前項に掲げた機関や、株主名簿管理人(信託銀行)等と情報交換を行っている。また、関連セミナーへの参加等により随時情報を収集している。収集した情報の内、重要なものについてはコンプライアンス リスク コミッティ等で共有している。

4. 対応マニュアルの整備状況

コンプライアンスガイドを社内設置し、反社会的勢力、団体との関係を持つ行為を禁じている。

5. 研修活動の実施状況

中途入社を含む入社の際には必ずコーポレート アドミニストレーションのリスクマネジメントによるコンプライアンス教育を実施している。また、社内に内在するコンプライアンス問題を全社員に注意喚起している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

2019年5月10日開催の取締役会において、2019年6月21日開催の当社第36 回定時株主総会終結の時をもって、買収防衛策を廃止することを決議しました。

なお、買収防衛策廃止後も当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に努め、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が判断するために必要な情報の提供と時間の確保を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じることとします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

(適時開示方針)

当社は適時開示については、東京証券取引所の定める適時開示規則(以下「東証適時開示規則」と言う)、金融商品取引法その他関連諸法令を遵守し、適時開示が必要となる情報の収集、判断、適時かつ公平な開示に努めることを適時開示方針としています。

(情報の収集)

適時開示情報を網羅的に収集するため、当社の適時開示規程に定める適時開示情報管理者(各部門の責任者)が、同規程細則に定める重要情報をCFOに速やかに報告します。

(情報の判断と報告)

CFOは、適時開示情報管理者から報告された重要情報が東証適時開示規則に該当するかどうか照合・判断し、該当する場合は、正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な情報が記載された開示資料を作成します。

CFOは、上記重要情報が東証適時開示規則に定める決定事実や決算情報に該当する場合、作成した開示資料を添えて取締役会に審議・承認を求めます。また、上記重要情報が東証適時開示規則に定める発生事実の場合、当該情報をグループCEOに速やかに報告します。

(開示の時期)

適時開示情報は、決定事実と決算情報については取締役会の審議・承認後速やかに、また発生事実についてはCEOへ報告後速やかに開示します。

(開示の担当)

適時開示情報の開示は、CFOの指示を受けインベスター・リレーションズが行います。

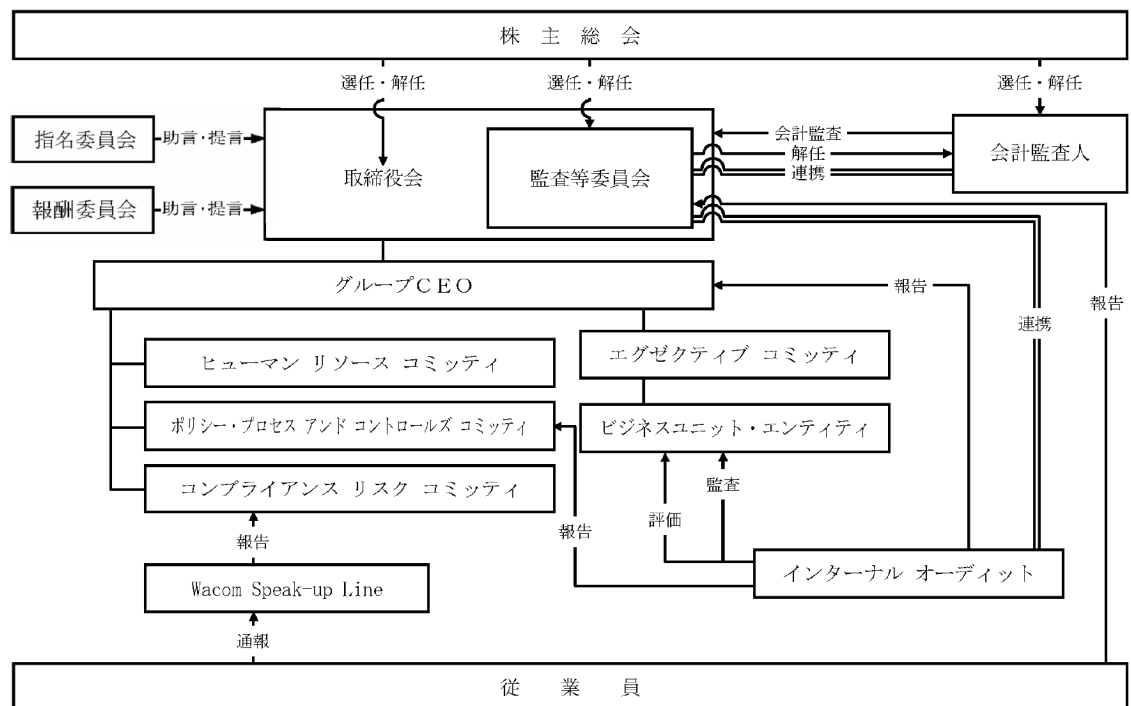
(教育、研修等)

CFOは、適時開示情報管理者へ適時開示規則及び同規則細則や関連諸法令の教育的措置を講じ、周知徹底を図ります。

(監査)

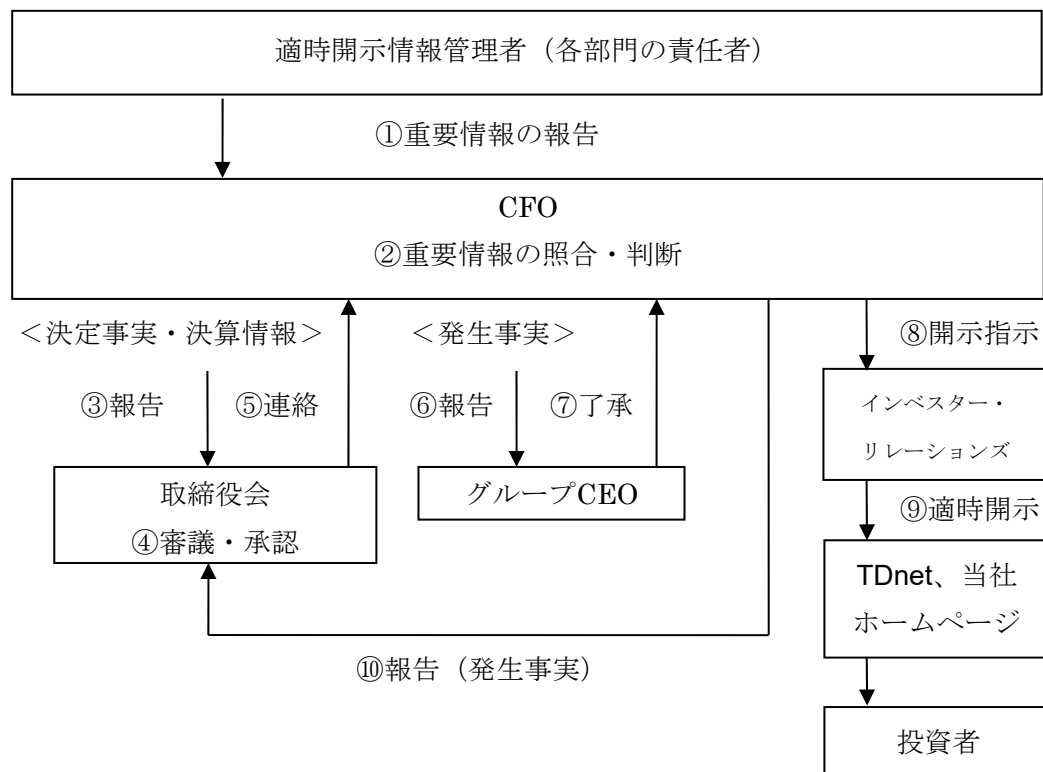
インターナル オーディットは、適時開示体制が適正に機能していることを適宜監査します。

【参考資料：内部統制システムとリスク管理体制の模式図】



(注) 提出日現在で記載しています。

【参考資料：適時開示体制及び業務フロー図】



- ・ CFO による適時開示情報管理者の教育、研修
- ・ インターナル オーディットによる適時開示体制の監査

以 上